

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答	回答日:令和2年8月25日
1	視察	視察申請書	1	事業予定地視察申請書では、視察希望日として第1希望（月 日 時）、第2希望（月 日 時）が記載できるようになっていますが、視察可能期間は、令和2年6月23日（火）（予定）となっております。希望日としては、23日以外の日程を記載しても宜しいのでしょうか。	原則として6月23日を第1希望としてください。ただし、どうしても都合が悪い場合は他日程を2日まで希望日として記載してください。事情をお伺いした上で調整いたします。	
2	参加要件	なし	-	高野町に対して指名願いを提出している必要があるのでしょうか。	不要です。	
3	参加要件	様式集	様式1-2-2、様式1-2-3	参加要件 アのグループ参加について具体的にはどういうものでしょうか。 上記に関連して a. 参加表明書のグループ名称は、どのような表現になるでしょうか。 b. 参加企業の所在地・名称等は、指名願いに合わせた形でよろしいでしょうか。 c. 参加グループ協力企業一覧表には、どのレベルの協力企業まで記載するのでしょうか。 d. 協力企業の委任状は、社長印が必要になるのでしょうか。 e. 様式1-2-3 委任事項欄 1.「入札参加資格確認審査」とはどういうものでしょうか。	グループ参加は、複数の企業による応募のことです。1社では全ての要件を満たさない場合などに、それぞれの分野を活かして複数の企業で応募することが出来ます。（例えば設計はA社、工事監理・施工はB社、など）。 a: グループ名称はどのような物でも構いませんが、代表者名等を入れておくことが望ましく、一般的すぎる名称は避けいただきたいと考えています。（○：「A学びの交流拠点創生グループ」 ×：「高野町学びの交流拠点支援グループ」） b: そのとおりで結構です。 c: 設計、工事監理、施工において中心となり、その分野において責任を負う企業を記載してください。下請等はグループには含みません。 d: 委任状に代表者印が必要です。 e: 募集要項 「3 参加審査要件」における参加資格要件を満たしているかどうかの審査です。	
4	要求水準	要求水準書	20	要求水準書P20 (3) 耐久性能の部分で設計耐用年数65年以上は、どこまで係るのでしょうか。具体的には、S造・木造の提案は難しくなってくるのでしょうか。	S造や木造等、RC造以外の提案を妨げる意図はありません。 合理的・魅力的な構造形式は評価対象として考えています。 アの設計耐用年数65年は鉄筋コンクリート部分についての基準であり、S造や木造の場合は基礎等が該当します。	
5	要求水準	なし	-	解体施設のアスベスト調査は完了しているのでしょうか。	解体施設のアスベスト調査は行っていません。 解体工事に際して事業者による調査を行い、資料11から読み取れない過大な処理費用が発生する場合は、町による費用負担を前提に協議により対応を決定します。	
6	参加要件	募集要項	3	P3、3 参加要件 (1) ア に本プロポーザルは単独企業又は単独企業同士のグループ参加できると有りますが単独企業同士のグループとはどのようなものでしょうか。	グループ参加は、複数の企業による応募のことです。1社では全ての要件を満たさない場合などに、それぞれの分野を活かして複数の企業で応募することが出来ます（例えば設計はA社、工事監理・施工はB社、など）。	
7	参加要件	募集要項	3	P3、3 参加要件 (1) ア に本プロポーザルは単独企業又は単独企業同士のグループ参加できると有りますが特定共同企業体（甲型・乙型）での参加は可能でしょうか。	高野町において、共同企業体の工事については「高野町建設工事共同企業体取扱要綱」に定められているところです。同要綱では、「一般競争又は指名競争であること（第16条）」「高野町内の中小企業同士であること（第21条）」等が要件となります。本事業が求める契約相手・入札方法と合致しないことから、特定共同企業体としての応募は不可とします。ただし、共同企業体関係を組んだ企業同士がグループ企業という形で応募することは不可としません。	
8	参加要件	募集要項	3	「グループ応募」で参加をする場合、別途「共同企業体協定書」などの提出は必要ないと考えてよろしいでしょうか。提出が必要な場合、様式等のご教示をお願いいたします。	グループ応募は共同企業体は異なりますので、グループ応募の場合は必要ありません。	
9	参加要件	募集要項	5	P5 3 参加要件 (2) ② ウ（ウ）において建設業法第28条第3項又は第5項の規定による和歌山県内における営業停止処分を受けていないものと有りますが和歌山県外で受けているものは参加は可能と考えてよろしいでしょうか。	和歌山県外での営業停止処分については考慮しません。参加可能です。	
10	参加要件	募集要項	-	<参加要件> →参加表明提出後、単独企業同士のグループに新たに1社いずれかの業務担当として、追加参画させることは問題ないか。また、その際、共通及び個別業務における参加要件を満足する必要があるか。	基本的に認めません。ただし、相応の理由がある場合には、町の判断により認める場合があります。その場合でも、参加要件は満たす必要があります。	
11	参加要件	様式集	様式1-3-1	<参加資格要件> ・建築公示法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録について →登録事務所が指名願いを出している県内事務所ではなく、大阪府となるが、問題ないか。	問題ありません。	
12	参加要件	募集要項	-	<参加資格要件> ・設計業務の参加資格要件について →単独企業同士のグループでの参加の場合、例えば設計業務（その他業務も同様）を複数の企業で実施する場合、代表する1社が要件を満足することで良いか。それとも、全ての企業が要件を満足する必要があるか。	代表者を1社選んでいただき、そちらがすべての要件を満たしていれば参加可能です。	
13	参加要件	募集要項	5	建設業務の資格要件について 公共施設の施工においては、会社として実績があれば良いのでしょうか。	会社としての実績があれば良いです。	
14	参加要件	募集要項	12	プレゼンテーション時において提出済図面等の他に追加資料を用いる事は可能でしょうか。（CG動画、類似施設での実績、参加企業体の会社案内等）	提出資料以外の資料の使用は不可とします。	
15	参加要件	様式集	様式1-3-1	様式1-3-1の参加資格要件確認について、総括代理人は非常駐でも宜しいでしょうか。	よろしいです。	
16	参加要件	様式集	様式1-3-4	様式1-3-4の参加資格要件確認について、現場代理人と監理技術者を一人の技術者が兼務する事は可能でしょうか。	問題ありません。	
17	参加要件	様式集	様式1-3-4	上記業務担当者の配置について、要求水準書の要件を満たしていれば技術提案時と技術者名が変更しても宜しいでしょうか。	問題ありません。	
18	参加要件	募集要項	4,5	参加資格要件 業務実績に関して、「平成18年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす、」とあり「・延べ面積が3,000m ² 以上の施設の実施設計（民間施設を含む）/・公共施設の実施設計（規模は問わない）」と記載がありますが、「全て」とは一つの案件にて「両方」の要件を満たすことが、必要との意味でしょうか。 ※設計業務、工事監理業務、建設業務 共通	1案件で両方を満たしている必要はありません。	
19	参加要件	様式集	様式1-2-2	別紙様式1-2-2参加グループ協力企業一覧表にはこの事業に関わる全ての企業を記入するのでしょうか。	設計、工事監理、施工において中心となり、その分野において責任を負う企業を記載してください。下請等はグループには含みません。	

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答	回答日:令和2年8月25日
20	参加要件	様式集	様式1-2-3	様式1-2-3の委任状について、協力企業各々の代表者から各々の委任先（営業所等）への委任状は必要でしょうか。	記載されている協力企業が本社である場合、実際の業務を行う営業所等への委任状は必要ありません。逆に、記載されている協力企業が営業所である場合は、本店から営業所等に業務を委任する旨の委任状を添付して下さい（自由様式）	
21	参加要件	様式集	様式1-2-3	質疑No.1で各々の代表者から委任状が必要な場合、委任状に記載する委任事項は様式1-2-3の下部に記載している委任事項と同じ内容で良いでしょうか。	同じでお願いします。なお、契約等も委任される場合はその内容を記載してください。	
22	参加要件	様式集	様式1-2-3	参加表明書提出の際、各々のグループ企業からの委任状は様式1-2-3の後に綴じれば良いでしょうか。	後に綴じて下さい。	
23	参加要件	様式集	様式1-3-1	様式1-3-1 2. 設計業務に係る管理技術者欄の「管理技術者経歴」と記載がありますが、どのような内容を記載すればいいのでしょうか。管理技術者の評価に関わり、記載件数など制限はあるのでしょうか。	資格取得日、経験年数、実績など記載件数に制限はありませんが、簡潔に記載してください。	
24	参加要件	様式集	様式1-3-4	様式1-3-4（項目1）の建設を担当する企業の項目で、グループ参加で設計を担当しない場合、一級建築士事務所登録番号の記載は必要でしょうか。	不要です。	
25	参加要件	様式集	様式1-3-4	様式1-3-4（項目2）の現場代理人、（項目3）の監理技術者の項目について、募集要項3・(2)・②・ウ・(エ)で、配置予定者の要件の確認は技術提案時に行うものとするとなっていますが、記載は必要でしょうか。	様式1-3-4にて、現場代理人は当該企業の雇用関係を証明するものを追加で添付してください。監理技術者は資格者証の写しで確認します。技術提案書への記載は不要です。 様式1-3-4に追記したものを再掲します。	
26	参加要件	様式集	様式1-3-4	様式1-3-4はグループ参加の協力企業も提出が必要でしょうか。	代表企業・協力企業であるに関わらず、施工を掌理する企業の情報を記入して下さい。	
27	参加要件	様式集	様式1-3-3, 1-3-5	様式1-3-5の建設業務実績一覧で、要件を満たす建設工事の実績条件が2項目とも実施設計になっていますが、いかがいたしますでしょうか。	記載ミスです。様式1-3-3及び1-3-5について、募集要項が正となります。様式1-3-3「誤：実施設計、正：工事監理」様式1-3-5「誤：実施設計、正：施工」。様式集の訂正版を再掲致します。	
28	参加要件	様式集	様式1-3-3, 1-3-5	実績の要件について、様式集では・延べ面積が3,000m ² 以上の施設の実施設計（民間施設を含む）、・公共施設の実施設計（規模は問わない）とありますが、募集要項(2)参加資格要件 ウ建設業務の参加資格要件(イ)では、・延べ面積が3,000m ² 以上の施設の施工（民間施設を含む）、・公共施設の施工（規模は問わない）とありますが、募集要項を正としてよろしいでしょうか。	記載ミスです。様式1-3-3及び1-3-5について、募集要項が正となります。様式1-3-3「誤：実施設計、正：工事監理」様式1-3-5「誤：実施設計、正：施工」。様式集の訂正版を再掲致します。	
29	参加要件	様式集	様式1-3-3, 1-3-5	参加資格要件 工事監理業務の実績要件として、記載のある内容と参加表明 様式1-3-3に記載のある内容で「工事監理」、「実施設計」の文言が混在しているようです。どのように解釈をすればよろしいでしょうか。	記載ミスです。様式1-3-3及び1-3-5について、募集要項が正となります。様式1-3-3「誤：実施設計、正：工事監理」様式1-3-5「誤：実施設計、正：施工」。様式集の訂正版を再掲致します。	
30	参加要件	様式集	様式1-3-4	5建設業許可等状況の確認の欄について、建設業法の規定による特定建設業の許可状況「業種」の下段に日付を入力するようになっておりますが、どの日付を入力すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	記載ミスです。業種の下段に業種を書いていただきます。「年・月・日」は誤りですので削除して下さい。様式集の訂正版を再掲致します。	
31	要求水準	要求水準書	4	「4.業務担当者の基本要件の所で配置予定者の基本要件は、技術提案時に確認を行うものとする。」と記載ございますが、様式1-3-1、様式1-3-4で求められる予定配置者以外の配置予定者を記入する様式及び記入方法の提示をご教授下さい。	予定配置者については技術提案時に「実施体制提案書（様式7-3）」にて確認致しますが、様式1-3-1、様式1-3-4で求められる予定配置者については参加表明時に提示を求める形となります。従って、様式にない予定配置者については実施体制提案書（様式7-3）にてご提示下さい。	
32	参加表明	募集要項	-	<業務担当者の基本要件> →業務実績に関する要件はないとの理解でよいか。	要件はありません。ただし、技術提案書の実施体制提案書（様式7-3）に記入していただければ内容に応じて評価対象になります。	
33	要求水準	要求水準書	4	業務担当者の基本要件について 業務担当者条件としては、公共施設の実績は必要ないのでしょうか。	必要ありません。	
34	要求水準	要求水準書	9	計画方針について 新設建物の建築後、後工程の作業時に新設建物の一部を工事施設として使用することは可能でしょうか。	運営に支障が無ければ構いません。	
35	要求水準	要求水準書	9	総合グランドの工事用スペースとしての利用について 職方の宿舎として仮設建物の建設は可能でしょうか。 また、工事用スペースでの禁止事項があればご教示願います。	差し支えありませんが、事前に町と協議した上で周辺環境への配慮を願います。	
36	要求水準	要求水準書	10	学校図書館エリアを一般開放する際の日時設定をご教授ください。	現在：平日・土日祝（年末等は休館） 午前9時から午後5時まで 提案内容によっては時間の延長を検討します。	
37	要求水準	要求水準書	13	P13 第3節 施設整備の工程概要 2 (2) エ に仮設園舎を設けて移転を2回する提案は不可とするとありますが、工程及び園児の安全性を確保するために必要と考えた場合も不可となるのでしょうか。	不可とします。	
38	要求水準	要求水準書	20	P20 第7節 施工計画に係る基本要件 2 (3) ア 構造体については、「日本建築学会：鉄筋コンクリート造建築物の耐久設計施工指針」に基づき、設計耐用年数を65年以上として耐久設計を行うこと。とありますが提案する構造体はすべてRC造に限定されているということでしょうか。	No.4回答を参照してください。	
39	要求水準	要求水準書	30	小中学校生徒の通学手段（歩道、バス、自転車など）の割合をご教授ください。	現在：小学校（歩道のみ） 中学校（歩道5割 自転車 1割 保護者送迎4割） 新施設では小学生に対するスクールバスを検討しています。	
40	要求水準	要求水準書	30	子ども園の通園手段（送迎バス、保護者の送り迎えなど）の割合をご教授ください。	送迎バス9割 保護者の送迎1割	
41	要求水準	要求水準書	33	業務期間について 施設建物の建物ごとに検査、引き渡しを行うという解釈でよろしいでしょうか。	よろしいです。	
42	要求水準	-	-	世界遺産(熊野古道)に該当する(通行路含む)点、もしくは工事場所特有の規制は存在するでしょうか。 また、指定された工事車両の通行路があればご教示願います。	世界遺産の該当はありません。また、工事車両の通行路の指定はありません。ただし、工事現場はこども園、中学校、町営住宅があるエリアになりますので周辺環境への配慮をお願いします。	
43	要求水準	-	-	高野町公民館に「陶芸窯室」がありますが、陶芸が公民館においてどのように係るのかご教授ください。（陶芸教室やイベントなど？）	公民館のサークル活動に陶芸クラブがあります。新施設では陶芸クラブの利用及び小中学生、地域住民に対するイベントを考えています。	
44	要求水準	-	-	子ども園にA重油の危険物倉庫、およびボイラーがあると思われますが、現在も使用されているのでしょうか。使用されている場合、利用目的をご教授ください。（暖房、床暖房、厨房利用など）	暖房として利用しています。	
45	要求水準	-	-	中学校の金曜日の時間割にある「高中タイム」とは何をする時間なのか、ご教授ください。	生徒が一週間の学びを振り返る時間で、わからなかったところなどを各先生に自主的に聞くようにしています。	

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答	回答日:令和2年8月25日
46	要求水準	-	-	クラブ活動の種目をご教授ください。	中学校：野球部・卓球部・ボランティアクラブ 小学校：年間6回程度、運動、音楽、図工などのクラブ活動をしています。	
47	要求水準	-	-	給食センター・こども園等の建物内の什器類は発注者にて処理して頂けますか。	写真や後日の見学を元に数量想定の上、受注者の費用負担で処理して下さい。	
48	要求水準	-	-	給食センター・こども園等の厨房機器については、自由処分と考えてよろしいでしょうか。それとも移設再利用されるのでしょうか。	再利用はしません。自由処分して下さい。	
49	要求水準	要求水準書	資料1	資料1：既設埋設配管HPφ700は現在ありますか。又有った場合撤去は必要ですか。	あります。計画に影響する部分に関して受注者の費用負担で撤去してください。	
50	要求水準	要求水準書	資料3	資料3：立面図の中に煙突が有りますが、構造はどの様になっていますか。	構造を示す資料はありません。アスベストの含有はないものとして検討してください。	
51	要求水準	要求水準書	資料4	資料4：機械設備配管図面がありません。アスベスト含有材使用がわかりません図面提供をお願い致します。	機械設備を示す資料はありません。「スケートリンク補足資料」「アスベスト・PCBに関する補足資料」、視察等を参考に検討してください。	
52	要求水準	-	-	既存施設の研修センターについて、現在の使用状況及び工事中の使用計画をご教授願います。また使用計画によっては、研修センターの全部または一部を解体することは可能でしょうか。ご教示願います。	セミナーハウスの使用状況は、中学生が年6回程度華道等で利用していますが工事中は、別の場所を利用する予定です。また、文化財等を保管しているが、移動は可能です。給食センターとしては、「給食センター補足資料」に示す範囲のみ使用しています。給食センターの運営に影響ない範囲で部分解体は可能です。	
53	要求水準	-	-	高野町倉庫について、工事中は倉庫内にある荷物等は、別敷地へ移転されるものとして考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	荷物等は発注者の費用負担により場所に移転を予定しています。	
54	要求水準	-	-	同上部のこども園送迎バス等の駐車スペースは、考慮する必要はあるでしょうか。ご教示願います。	考慮してください。	
55	要求水準	-	-	高野山中学校・こども園の通学・通園の状況をご教示願います。 (スクールバス、自家用車、自転車、徒歩等)	No. 42、43の回答を参照してください。	
56	要求水準	-	-	工事動線の計画をするにあたり、工事中に中学校関連施設の工事が行われる予定はございますでしょうか。ご教示願います。	中学校関連の工事はありませんが、地震計、アメダスの移設工事(撤去等)が和歌山地方気象台により行われる予定です。	
57	要求水準	-	-	総合グラウンドの法面(モルタル吹付け)について、総合グラウンドのモルタル吹付けの改修提案を行う場合、既存法面(モルタル面とその上部共)については、開発工事としては完了しており改修については宅地造成規制法第15条2項に基づく届け程度の行為の工事としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	総合グラウンドの法面整備は、景観向上を目的としたアイディアの提示(事業対象外)を求めるものです。工事の内容や規模は自由に提案してください。	
58	要求水準	-	-	解体時の工事ヤードについて、給食センター・スケートリンク等の解体について高野山中学校の駐車場敷地を一部工事エリアとする必要がありますが、中学校の駐車スペースとして最低限どの程度の台数を見込むこと必要でしょうか。ご教示願います。	中学校職員は学校の中庭等に駐車スペースを確保する予定です。給食センター職員及び訪問者用に10台程度は駐車スペースを確保してください。また、各種イベント等で保護者等が集まる場合がありますので、その際の駐車場については工事期間中、学校と相談の上ご協力ください。	
59	要求水準	要求水準書	第3章第1節ウ	要求水準書第3章第1節ウにて「事前調査業務時において貴町より受領する測量・地質調査等は「事業者が自らの責任において当該資料の内容を解釈し、必要に応じて利用すること」とありますが、今回提案時においては、提案者が地質調査等を行うことはできないと考え、提案者全者は、要求水準書にある資料を正とした計画及び費用算出を行うものと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。	
60	要求水準	-	-	敷地内に土壤汚染対策法に該当する土壤はないと考えてよろしいでしょうか。また該当する土壤がある場合、数量が不明な場合は、調査も含めて今回提案対象外と考えてよろしいでしょうか。提案対象とする場合、質疑N4のアスベスト同様に、公平な提案が行える前提条件のご教示をお願いいたします。	該当する土壤はありません。	
61	要求水準	-	-	「今回視察できなかったこども園や中学校、小学校の施設内見学を再度行う」との案内がございましたが、見学日はいつ頃をお考えでしょうかご教示をお願いいたします。	7月20日以降8月7日までの間にグループ単位で見学会を実施する予定です(各グループ5~8名を想定)。詳細は後日参加資格を得た企業にご連絡致します。	
62	要求水準	-	-	アスベストの含有部位については、貴町より「公平な金額算出のため、一定の数量を提示頂ける」との案内がございましたが、位置(部位や状態)、数量、レベルをご提示頂けると考えてよろしいでしょうか。また、PCBに対しても同様の資料提示を頂けると考えてよろしいでしょうか。	「アスベスト・PCBに関する補足資料」を前提条件として検討してください。	
63	要求水準	-	-	ガスは都市ガス本管がなく、LPG設備が必要と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	よろしいです。	
64	要求水準	要求水準書	14	要求水準書「上記の後に「適切な対策を実施すること。」とありますが、対象家屋は調査後でなければわかりません。想定値で費用を見込んでもよろしいでしょうか。ご教示願います。	よろしいです。	
65	要求水準	要求水準書	14	要求水準書「第3章第1節アに「事業者は、周辺家屋等への電波障害影響調査を実施し」とありますが、実施時期は着工前と建物棟上げ後の2回と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	よろしいです。	
66	技術提案書	-	-	無効とする提案について施工計画書としての図面を3次元図面で作図することは、無効とならないでしょうか。	無効にはなりません。	
67	技術提案書	募集要項	12	P12 8 技術提案書等の提出及びプレゼンテーション(8)アにプレゼンテーションは技術提案書及び設計図面について行うものでありそれ以外の資料は使用してはならないと有りますが審査員の方々に分かりやすく説明するために模型や動画を用いることは可能でしょうか。(配置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする。)とも記載がありますが、配置予定の各担当者の実績について記載する様式がないようにも思います。例えば技術提案書提出時の「様式7-3 実施体制等提案(A4)」などに詳細に記載するとの考え方よろしいでしょうか。更に別途、技術提案書提出時に担当者の資格等証明書類が必要な場合等ありましたら、追加ご教示をお願いいたします。	提出資料以外の資料の使用は不可とします。	
68	選定基準	選定基準	4	「表1 評価項目と配点 1.-(2)実施体制等 ウ. 配置予定の各担当者に十分な資格と実績があるか」と記載がありますが、参加表明時に配置予定者の実績について、様式として届ける必要はあるのでしょうか。また、募集要項書に「要求水準書に示す要件を満たす者を管理技術者として配置できること。(配置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする。)」とも記載がありますが、配置予定の各担当者の実績について記載する様式がないようにも思います。例えば技術提案書提出時の「様式7-3 実施体制等提案(A4)」などに詳細に記載するとの考え方よろしいでしょうか。更に別途、技術提案書提出時に担当者の資格等証明書類が必要な場合等ありましたら、追加ご教示をお願いいたします。	配置予定者の経歴・実績等については「実施体制提案書(様式7-3)」にご記入下さい。評価の対象となります。添付書類については、様式1-3-1、様式1-3-4の下部の記載にあるもののみで結構です。	

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答
69	選定基準	選定基準	6	P6 4 審査 (5) 表1 4 (4) アに引渡し後の維持管理等に係る事業運営についても引き続き受注する意思があるかの項目がありますが提案した企業が町民に開放予定の施設の一部または全部を運営するということでしょうかもしくは法定点検等の維持管理のみということでしょうか。また事業運営に係る施設は全部でしょうか一部でしょうか。	決まっておりません。その点も含めてご提案願います。
70	選定基準	選定基準	6	上記に關係する項目として教育委員会教育長様より「高野山小中学校校舎建築に係る要望について」内でプール施設の町民開放は8月で運営管理は町行政が行うとありますがプールの解放は8月のみで民間企業での運営は行わないと考えてよろしいでしょうか。	決まっておりません。その点も含めてご提案願います。
71	選定基準	選定基準	6	本プロポーザルは技術提案、建設提案のみの評価で施設運営を民間で行う等将来的な考え方については評価対象外及び提案対象外となると考えてよろしいでしょうか。	選定基準「4-(4)-ア」で評価対象になり得ると考えています。
72	契約	募集要項	13	P13 10 優先交渉権者の決定と契約 (2) 優先交渉権者は仮契約の締結前に事業費見積書を本町に提出しなければならないと有りますが提出する見積については様式5-2の提案価格内訳書と同等程度と考えてよろしいでしょうか。	同等程度と考えて下さい。ただし、提案価格を上回ってはいけません。
73	その他	-	-	質疑回答について、今後提出する質疑の中で早急に回答を頂きたい内容がある場合、随時回答はしていただけるのでしょうか。	必要に応じて随時回答します。
74	その他	-	-	現地視察参加者について、「会社名公表の可否について」問い合わせをいただきました件、公表する場合には、公平性の面から参加表明を提出した参加者の公表を希望いたします。	公表する場合は、各社の意向を伺った上で公平性のある公表方法とします。
75	要求水準	現地視察結果	-	計画敷地内に多くの土留擁壁が見受けられましたが、整備工事の完了年、位置図、断面図のご提示をお願いいたします。資料がない場合、建築基準法関係規定による安全性の確保はあるものと判断し、安全性確保のための擁壁工事は行わなくてよいと考えてよろしいでしょうか。	高低差2mを超える既存の法面・擁壁に関して、以下に情報を補足します。 なお、既存擁壁の提示できる資料は「05テニスコート.pdf」の図面のみであり、この擁壁に関しては安全性の確保があるものと考えて差支えありません。ただし、この擁壁に影響を及ぼす計画の場合は、やり替え等の必要な対応をしてください。 ・こども園の中学校線・凌雲団地1号線側法面 →勾配30度（資料2参照） ・テニスコートの中学校線・こども園側の法面 →勾配30度（資料2参照） ・テニスコート・スケートリンク北・西側傾斜地 →「傾斜地に関する補足資料」を参考に、必要となる場合は計画内容に応じた擁壁等の工事を行ってください。 ・総合グラウンドまわり傾斜地 →「傾斜地に関する補足資料」の等高線を参考に、計画に影響を与える場合は必要箇所の擁壁等の工事を行ってください。 ※傾斜地の安全性に対する計画上の配慮・工夫の提案は、様式7-6「安全性・防犯・防災に関する提案書」に記載をお願いします。
76	要求水準	要求水準書	資料7	緑色に囲まれた部分を指定区域にならない工夫と安全対策に努めるようにとありますが具体的にはどのような手法で努めればよろしいでしょうか。	No.75回答を参照してください。 「指定区域にならない工夫」という表現を訂正します。 ※「資料7 土砂災害警戒区域図（修正版）」参照
77	開発行為	-	-	開発協議は必要になりますでしょうか。	景観地区内であるため、開発行為（2.0メートルを超える切土又は盛土、もしくは面積500m ² 以上の行為）に該当する場合は必要です。
78	開発行為	-	-	都市計画法の開発行為において、高野町で許可を要する開発行為の規模等（土地の形質変更の面積、高さ等）を知りたいのですが、どの資料を参照すればよろしいですか。	面積3,000m ² 以上、高さ等30cm以上の場合は許可を要します。 参考資料→和歌山県建築士事務所発行の技術基準
79	開発行為	-	-	開発許可が必要か否かの判断は、高野町建設課様と協議可能ですか。	高野町建設課と協議可能です。プロポーザル時点で協議が必要な場合は、教育委員会を経由してグループ単位で受付けます。
80	開発行為	-	-	開発許可が必要な場合、開発許可の特例として都計法第34条の2における協議をして、開発許可があつたものとみなすことが可能ですか。 また、特例があつた場合、協議期間及び必要書類をご教授下さい。	34条の2に該当すると考えます。協議期間については、内容によって異なるため明記できません。必要書類は、通常の開発許可と同等とお考えください。
81	開発行為	-	-	町道廃止による土地区画の変更是開発行為に該当しますか。	該当すると考えます。 町道廃止の手続きには約6ヶ月程度かかります。
82	開発行為	-	-	同一敷地内に土地の区画形質の変更をする範囲がいくつか存在し、その中に建築を目的としない土地の区画形質の変更が含まれる場合の取扱いをご教授下さい。	建築行為を目的とした一団の土地（敷地）に係る区画形質の変更是開発区域に含まれます。建築を目的としない部分が含まれるなど具体例については個別に町と協議願います。
83	開発行為	-	-	土地の区画の変更が生じるので開発許可が必要になると思われます。その場合の接道条件、提供公園の有無、既存擁壁の安全性、調整池機能についてご教授ください。	接道は凌雲団地1号線、中学校線、総合レクセンター線を前面道路と考えて差支えありません。 提供公園は不要です。 既存擁壁の安全性はNo.75を参照してください。 調整池は、浸透係数の違いにより現況より増加する分に対する調整池機能を確保してください。 その他、グラウンドや園庭を広場等とみなして問題ありません。また、消防水利（防火水槽）の設置は必要です。
84	要求水準	-	-	総合レクセンター線の電気インフラの敷設状況をご教授ください。	電気インフラはありませんが下水管は敷設されています。
85	要求水準	-	-	スケートリンクで利用していた熱源の種類や容量、エネルギー源（ガス、電気、重油等）が分かれればご教授ください。	電気で冷凍機（コンプレッサー）やポンプ、クーリングタワーを稼働させて、リンクに敷設されたブライン管へ不凍液（エチレンギリコール系）を巡回させるシステムです。
86	要求水準	-	-	既存擁壁・法面について、敷地西側（スケートリンク・給食センター）に既存の重力式擁壁がありますが、既存の擁壁の安全性の確認及び急傾斜地の測量・地盤調査については受注者の責において行うものと考えるのでしょうか。ご教示願います。	No.75回答を参照してください。 計画に影響を与える部分の測量や地盤調査、安全性の確認については、本業務で受注者の責において行ってください。
87	要求水準	-	-	既存擁壁・法面の安全性の検討について、既存擁壁及び法面の受注者の責においてなされる調査及び改修について、現在想定される敷地（給食センター西側）までの範囲として良いのか、既存高野山中学校の西側の法面が補強されていない部位まで含めるのか、どのような範囲で検討すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.75回答を参照してください。 範囲については、計画に影響を与える部分とお考えください。
88	要求水準	-	-	テニスコート北側の法面について、現地調査の際、今後法面の見直しを行う旨の説明がありました、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定されると想定するのでしょうか。ご教示願います。	No.75回答を参照してください。 土砂災害特別警戒区域の指定に関しては、「傾斜地に関する補足資料01」の2Hの範囲を想定してください。
89	要求水準	-	-	敷地廻り給水本管の既設配管インフラ図を頂けないでしょうか。	上水と下水の管路図（資料6）を訂正します。 ※「資料6 インフラ現況図（修正版）」参照 配管詳細図はありません。

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

回答日:令和2年8月25日

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答
90	要求水準	-	-	給水本管からの引込み基準（引込み部分の本管給水圧力、用途別単位給水量、一日給水量に対する水槽容量範囲、直結増圧方式の可否、口径別給水引込み負担金額）をご教示頂けないでしょか。	引き込み部分の本管給水圧力 ⇒ 特に基準なし。 用途別単位給水量 ⇒ 特に基準なし。 水槽容量範囲 ⇒ 特に基準なし。 直圧方式 ⇒ 可能 口径別負担金 ⇒ 径20→35万円、径25→75万円、径40→150万円、 径50→300万円、径75→600万円（いずれも税別）
91	要求水準	-	-	敷地廻り下水本管の既設配管インフラ図を頂けないでしょか。また、雨水は道路側溝放流と考え、下水本管とは別として宜しいでしょか。ご教示願います。	インフラ図についてはNo.89のとおりです。 雨水は下水本管には流せません。道路側溝への放流として計画してください。
92	要求水準	-	-	下水本管への放流基準（口径別下水放流負担金額等）をご教示頂けないでしょか。	放流基準は特にありません。 放流負担金については一律10万円です。（税別）
93	要求水準	-	-	排水方式は、建物内は汚水／雑排水分流で、屋外は汚水・雑排水合流と考えて宜しいでしょか。ご教示願います。	よろしいです。
94	要求水準	要求水準書	16	要求水準書 第3章第7節3-(2)オ、カに「電力(電話線)の引き込みは事業者の提案による。」とありますが、一括受電のような提案も可能でしょか。ご教示願います。	よろしいです。
95	要求水準	要求水準書	16	要求水準書 第3章第7節3-(4)エ⑧に「施設ごとの電気使用量を個別に計量可能な計画とする」とありますが、小・中学校の小(中)学校専有部、共用部、体育館、屋内プールなどは区分する必要がございますか。また、一括受電の場合など計量値を課金に供する可能性がございますか。ご教示願います。	小・中学校（体育館やプールを含む）の施設内での区分は必要はありません。 計量値を課金に供するとはどのようなケースでしょうか。質疑の補足をお願いします。
96	要求水準	要求水準書	16	要求水準書 第3章第7節3-(4)オ②に「体育館および公民館の大会議室・教育委員会事務室・トイレが72時間程度稼働できる非常用電源を計画すること。」とありますが、稼働できるとは照明・給水・給湯・冷房・暖房・温熱便座など当該室設置の全電気器具の利用が可能な状態と考えてよろしいでしょか。ご教示願います。	照明・給水・給湯・冷暖房・非常用コンセント（容量・箇所等は提案による）が使用できるよう提案してください。
97	要求水準	要求水準書	17	要求水準書 第3章第7節3-(4)ケ②に「映像音響設備は構内情報通信網設備、放送設備、テレビ共同受信設備等とも連携した計画とすること。」とありますが、連携とは非常放送時のカットリレーによる電源断や映像・音響信号の取り込みと考えてよろしいでしょか。ご教示願います。	電源遮断や信号取り込み以外の特殊なものは想定していませんが、その他アイディア等ありましたら適宜ご提案ください。
98	要求水準	要求水準書	17	要求水準書 第3章第7節3-(4)シに機械警備設備を設け、非常通報装置の通報先は警備会社とありますが、セコムなどの設備リースを含む警備会社の提案は可能でしょか。ご教示願います。	可能です。
99	要求水準	要求水準書	17	要求水準書 第3章第7節3-(4)ス①に「中央監視盤は各施設管理室に設置すること。」とありますが、照明スイッチと空調制御装置は別に一元操作ができる設備がありますので、警報表示のみと見てよろしいでしょか。状態表示、操作、計測・計量値の表示などが必要な場合は対象物をご指示願いま	「ス、中央監視設備・防災設備」に関しては警報表示のみというご理解で問題ありません。
100	要求水準	-	-	水道引込に関しては棟毎に単独引き込みにする必要はありますか。全てを一括引込と考えて宜しいでしょか。ご教示願います。	工程計画上問題がなければ一括引込でも問題ありません。
101	要求水準	-	-	既存棟でA重油を部分的に使用されておりましたが、今回も部分的に使用する必要はありますでしょか。ご教示願います。	必要ありません。
102	要求水準	要求水準書	22~27	照明、警備設備、中央監視設備・防災設備、空調設備の自動制御設備において「小・中学校：職員室、こども園：事務室、公民館：教育委員会事務室、給食センター：事務室」の4施設それぞれの集中管理とすることとされています。 施設管理や運用上で共用とできない基幹設備があるでしょか。また施設ごとに電力や給水等の計量が必要でしょか。	運営主体や営業時間が異なるため、4施設それぞれの基幹設備は別々に管理運用できる計画としてください。（引込は計画に応じて一括でも差支えありません。） 施設ごとの計量は必要です。
104	技術提案	様式集	7-2	工程計画上限枚数2枚にはバーチャート工程表（A3）が含まれると考えてよろしいでしょか。	A3の工程表とは別に、上限2枚以内で「様式7-2 工程計画書」を作成してください。
105	その他			契約締結日の翌日からとありますがいつ頃になるでしょか。工程作成のため教えていただけるのでしょか。	11月後半に仮契約を締結し、12月議会の議決を経て本契約となります。
106	その他			申請工程を把握するため、提案書提出前の、県、町との事前協議（都市計画法の開発行為等）は可能でしょか。	町との事前協議は可能です。教育委員会を経由してグループ単位で受付けます。
107	その他			申請関係についてですが、確認申請又は計画通知どちらになりのでしょか。	確認申請です。
108	要求水準	要求水準書	9	町有林エリアは法面となっていますが、外構整備提案において安全性をどの程度考慮する必要があるのでしょか。また法的な扱いはどのように考えればよろしいでしょか。	No.75、76、87、88回答を参照してください。
109	要求水準	要求水準書	27	4施設の集中管理の統合的な管理（照明・空調・警報・計量など）は行う施設は想定されているでしょか。	4施設の統合的な管理は想定していません。
110	要求水準	要求水準書	24	「カ構内交換設備・電話設備」および「キ構内情報通信網設備」において、配管配線を行うことと、記載がありますが電話器やHUB等は別途備品等で用意されると考えてよろしいでしょか。	よろしいです。
111	要求水準	要求水準書	資料6	こども園や給食センターは移転に要する日数は1週間程度を想定している。とありますが、既存施設の利用しながらの工事にあたっては既存の電気の引込みと受変電設備の位置や構内配電網の情報があると詳細な計画が可能です。 インフラ現況図の電気設備関連はあるのでしょか。	こども園、給食センター共に低圧引き込みです。受電設備はありません。 引き込み位置については現地で確認願います。
112	要求水準	要求水準書	資料8	普通教室1・2の備考欄に「直接屋外から出入りできるように」とありますが、想定している運用をお示しください。	普通教室1・2は接地階への配置を想定しており、それに付随して利便性の観点から直接の出入口を要求したものです。 グラウンド等の特定の屋外施設との関係性までは意図していませんが、計画によっては加点要素となり得ます。
113	要求水準	要求水準書	資料9	土砂警戒区域等に関する法令や指導の方針を確認するため、行政協議を行うことは可能でしょか。	町との事前協議は可能です。教育委員会を経由してグループ単位で受付ます。 併せて、No.75、76、87、88回答を参考してください。 土砂災害警戒区域等に関する法令の所管は県となります。伊都振興局建設部に直接お問い合わせください。
114	要求水準	要求水準書	17	教育委員会・会議室の上足利用の可能性をお教えください。	公民館の「図書館」「自習室」「和室」以外の上足利用に関しては、使い勝手上妥当な場合は柔軟に考えて差支えありません。
115	要求水準	要求水準書	29	段階建設中の暫定の園庭で必要となる面積をお示しください。	段階建設中にこども園を先行して開業する際の園庭の必要面積は、「和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例」の基準である442.9m ² 以上（2歳児13名×3.3m ² =42.9m ² +3～5歳児3学級=400m ² ）です。 なお、できる限り広く暫定期間が短くなるよう配慮してください。

高野町学びの交流拠点整備事業に係る設計施工一括公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	カテゴリ	質問箇所	ページ	質問内容	回答日:令和2年8月25日
					回答
116	要求水準	要求水準書	28	屋内プール排水で下水に直接放流しても問題ないでしょうか。	汚水・雑排水については公共下水へ放流してください。 水の入れ替えなどプールの排水は雨水として排水してください。
117	要求水準	要求水準書	資料4	提示いただいているボーリングデータ以外の箇所でのボーリングデータがありましたら追加でいただけるのでしょうか。	ことも園建設時のボーリングデータを追加で提示します。 「こども園ボーリングデータ.pdf」参照
118	要求水準	要求水準書	32	解体撤去工事に伴う建物内の什器・備品等の撤去は、工事範囲外としてよろしいでしょうか。	工事範囲内としてください。(NO.47参照)